

第1章

都市計画 マスタープランの 位置づけと役割

本都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、館林市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

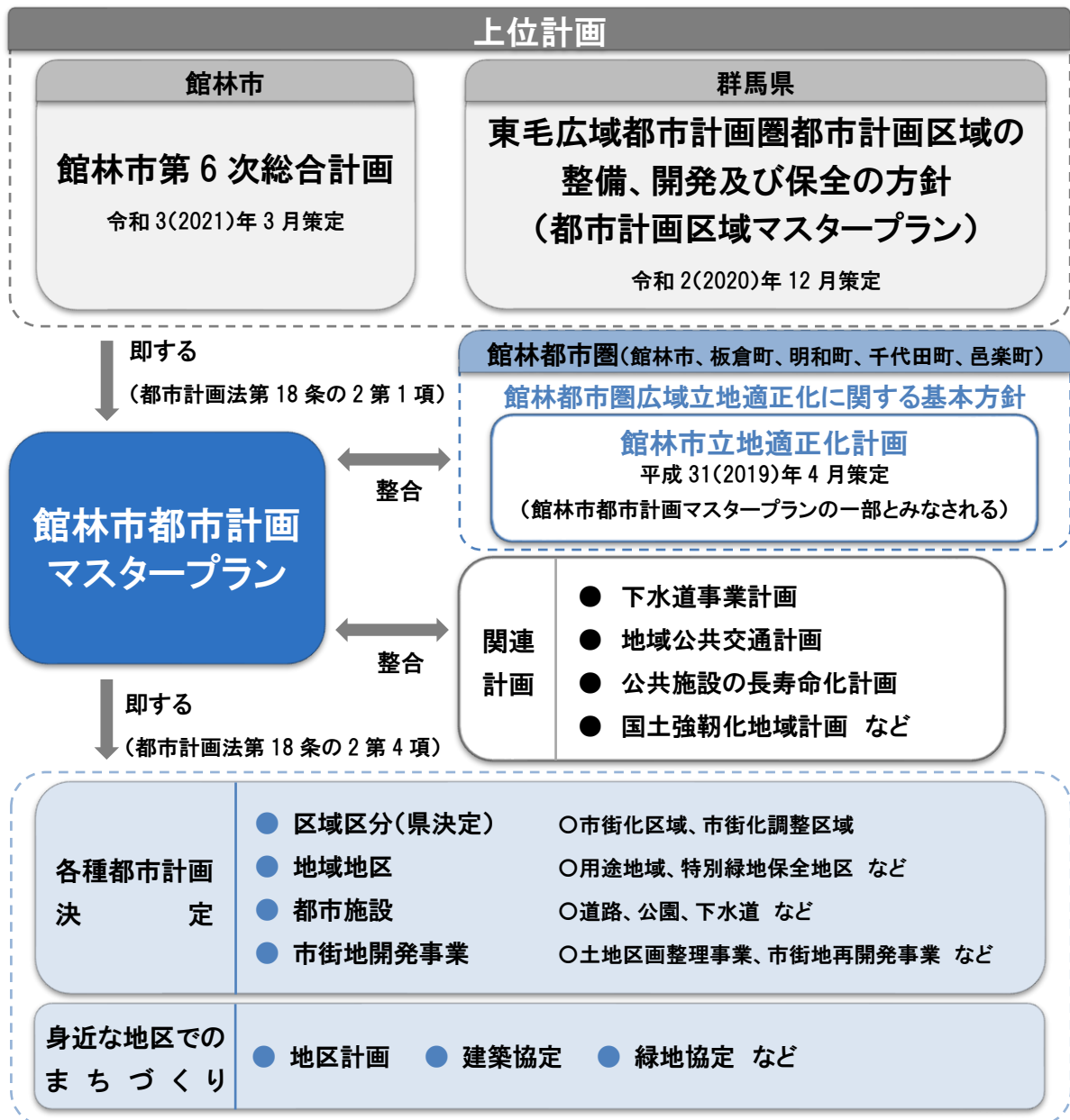
1

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明示し、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。近年、様々な社会構造の変化、自然災害リスクのなか、持続可能で活力のある地域づくりを進めるために、都市計画マスタープランの役割は増えています。

「館林市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する方針で、「館林市第 6 次総合計画」や県が定める「東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにし、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、用途地域や市街地開発事業等、市が定める個別の都市計画の決定や変更などの根拠となるものです。

【計画体系図】



(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、市の総合計画に基づくまちづくりを都市計画の面から進めていく上で、以下のような役割があります。

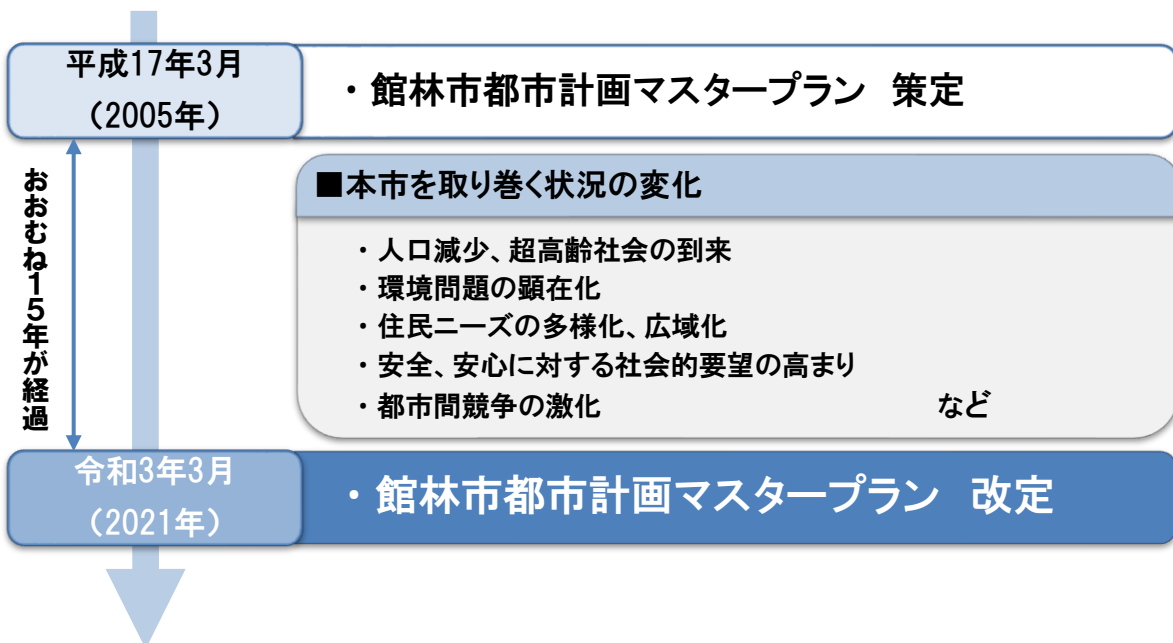
- 目指すべき将来像を明確にします。
- 市が定める都市計画の方針になります。
- 都市計画の総合性、一体性の確保を可能にします。
- 住民の理解や合意形成を図るための重要な位置づけとなり、具体的なまちづくりを進めるにあたっての効果があります。

(3) 改定の背景

本市は、平成 17(2005)年 3 月に令和 7(2025)年を目標年次とした都市計画マスタープランを策定しましたが、おおむね 15 年が経過し、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、国や県では、人口減少の進行や少子高齢化の進展、都市の低密度化に伴う都市機能の低下や公共施設の維持更新費用の増大が懸念されるなか、厳しい財政状況下においても持続可能な都市経営を可能にするため、集約型都市構造(コンパクトシティ)の形成を推進する必要性を示しており、本市としては、平成 31(2019)年 4 月にコンパクトなまちづくりを実現するため、生活に関わるサービス機能や居住の集積、誘導を図る「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」を指定した「館林市立地適正化計画」を策定しました。

こうした社会情勢の動きへの対応や館林市第 6 次総合計画等との整合を図るため、都市計画マスタープランを改定します。

【改定の背景】



(4) 主な改定点

■ 「集約型都市構造」への転換を推進

人口が減少へと転じるなかで持続可能なまちとしていくために、より拠点性を重視した居住と都市機能の誘導による「集約型都市構造(コンパクトシティ)」への転換が求められています。

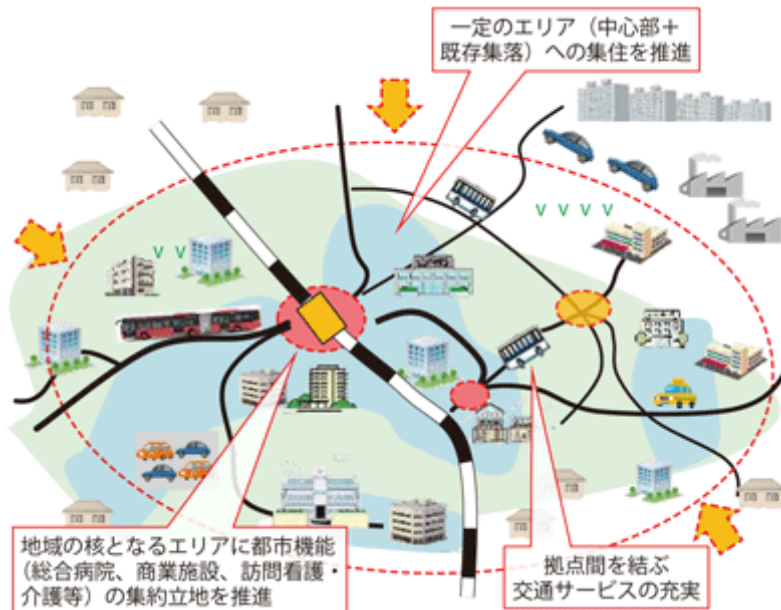
このため、平成 31(2019)年 4 月に策定した立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域の指定等と合わせ、本計画においてもコンパクトで持続可能な都市の実現に向けた方針を定めています。

■ 都市計画道路等の見直し

人口増加等による、市街地の拡大や交通需要の増加を見据えていた都市計画道路等についても、今後の人口規模に見合った都市構造に向けた見直しが必要となっています。また、持続可能なまちとしていくためには、拠点間を結ぶ交通サービスの充実等、公共交通ネットワークの再構築も必要となっています。

このため、交通体系の基本方針においては、拠点や土地利用の基本方針を踏まえた上で、コンパクト・プラス・ネットワークを実現するための方針を定めています。

【コンパクト・プラス・ネットワーク】



■ 地域別構想の策定

地域ごとに特性や課題を共有した特色あるまちづくりがより必要となっています。

このため、日常生活上の交流、コミュニティの範囲である行政区のまとまりごとの将来像等の方針を定めた「地域別構想」を新たに策定しました。

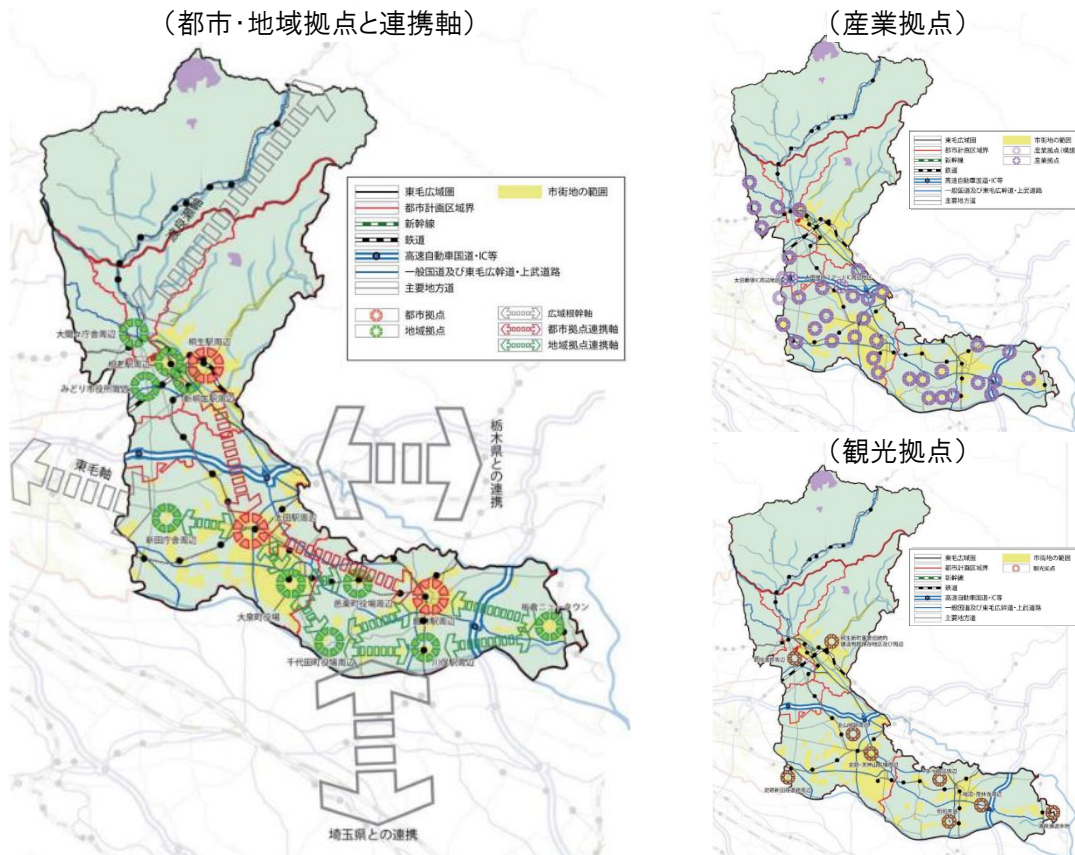
(5) 上位計画等

■「館林市第6次総合計画」 令和3(2021)年3月策定

- 目標年次：令和12(2030)年
- 将来都市像：里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林
- 基本目的
 - 基本目的Ⅰ 安全と環境
「危機対応能力が高く 良好な生活環境で暮らせる 安全安心なまち」
 - 基本目的Ⅱ 福祉と健康
「地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち」
 - 基本目的Ⅲ 子育てと学び
「育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち」
 - 基本目的Ⅳ 経済と都市
「都市と自然が調和し 人と産業が躍動する 魅力あるまち」
 - 基本目的Ⅴ 行政経営
「公民連携を推進し 地域経営の視点を持つ 持続可能なまち」

■「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)」 令和2(2020)年12月策定(群馬県)

- 目標年次：令和17(2035)年 都市づくりの基本理念、将来の都市構造
令和7(2025)年 土地利用、都市施設等の決定の方針
- 都市づくりの目標：ぐんまらしい 持続可能なまち
～ぐんまのまちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～
- 東毛広域都市計画圏の都市構造図



第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想 (市全体の方針)

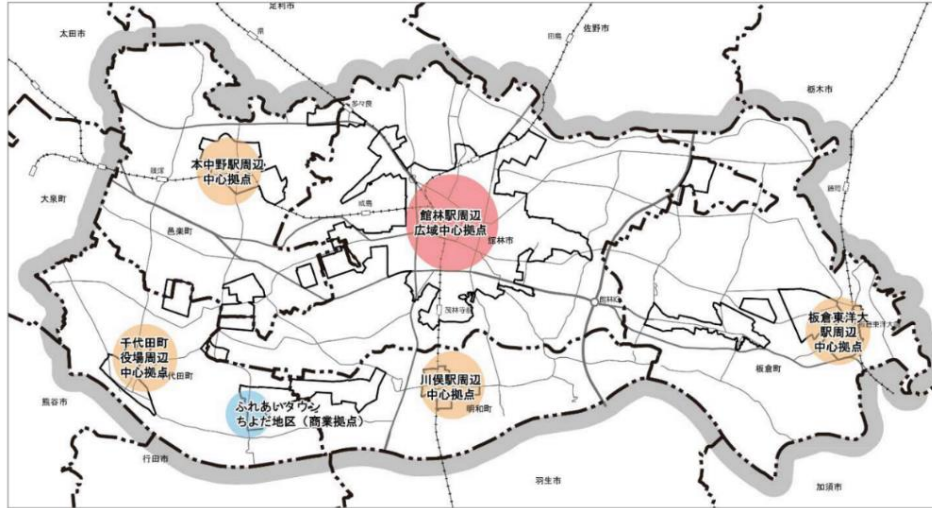
第4章 地域別構想 (地域ごとの方針)

第5章 実現化方策 (マスタープランの実現に向けて)

■「館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針」

(館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町) 平成 29(2017)年 5 月

- 都市圏の基本目標：館林都市圏として広域連携を強化した快適で
活力あふれるコンパクトなまちづくり
- 都市機能誘導区域の設定に向けた拠点の設定



【館林駅周辺】

広域的な利用が見込まれる機能を維持し、各町に不足する機能を補完するために必要な都市機能を誘導するとともに、各町の中心拠点との連携を促進するための交通ネットワークの充実を図ることにより、都市圏全体の利便性を向上させる役割を担う拠点とします。

■「館林市立地適正化計画」 平成 31(2019)年 4 月策定

- 計画期間：令和 11(2029)年
- まちづくりの将来像：住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし
- まちづくりの目標

目標1：“人を育む”まちづくり

人口減少が進むなかで、“まち”が自立し持続していくために、子どもを安心して産み、子育てがしやすく、次世代を担う子どもたちが安全で安心して暮らし、育つことができる環境を整えるとともに、多様な世代が交流し、心豊かに暮らせるコミュニティが形成され、笑顔があふれるまちづくりを推進していきます。

- ・取組方針 1：安心して子どもが育つ環境づくり
- ・取組方針 2：多様な世代の交流を通じた地域の核となるコミュニティの場の形成

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

暮らしの利便性、快適性、安全性を高め、人口密度を維持することで、すべての世代が暮らしやすいまちづくりを推進します。

- ・取組方針 1：住民ニーズや地域の役割に応じた都市機能の拡充と維持
- ・取組方針 2：暮らしやすい環境づくり

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

地域の魅力を高め、交流人口を増やすとともに、都市圏全体を包括する都市機能の強化や都市間、地域間連携を促進することで、都市圏内外の人々が交流するまちづくりを推進します。

- ・取組方針 1：歴史、文化、自然などの地域の資源をいかしてまちの魅力を高める
- ・取組方針 2：館林都市圏の交流、連携の強化

■「館林市立地適正化計画」 平成 31(2019)年 4 月策定

●都市づくりの方針

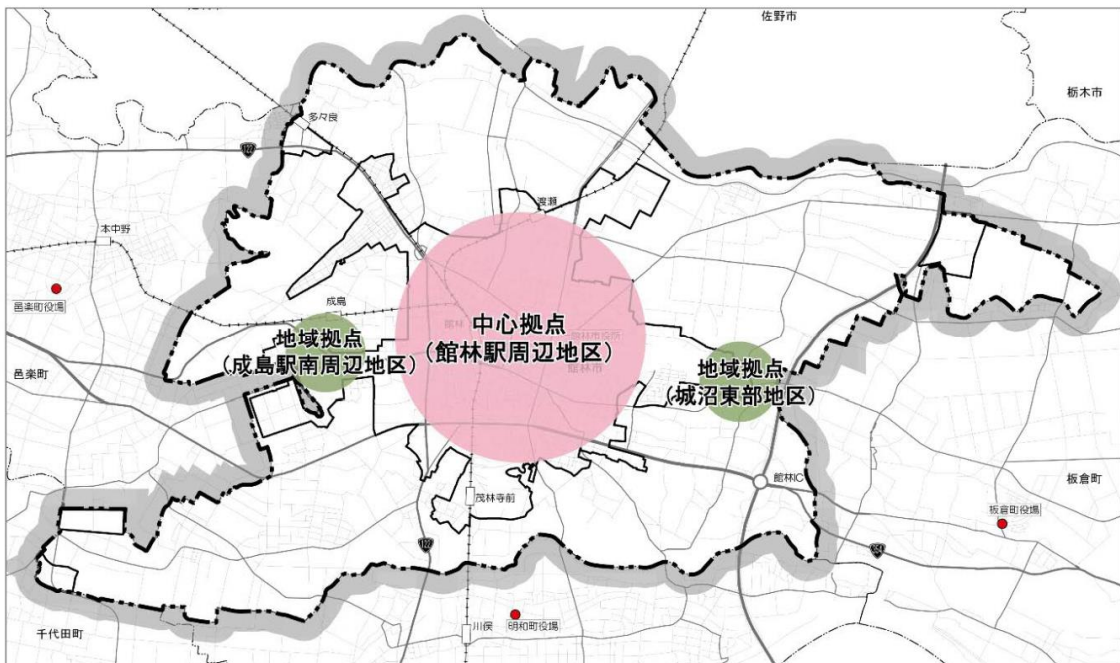
①目指すべき都市構造の考え方

- ・行政機能や文化機能、商業機能、業務機能など、都市活動や日常生活に必要な都市機能が集積された拠点、また、歴史、文化資源をいかした交流空間など、地域の特性をいかした拠点を形成します。
- ・拠点間については、道路に加え、鉄道やバスの公共交通で構成される交通ネットワークを形成し、住民ニーズなど的確に捉えながら公共交通の維持、充実を図ることで、移動の利便性を高め、過度に自動車に頼ることなく暮らすことが可能なまちの形成を目指します。
- ・都市機能が集積された拠点としては、集積される都市機能や、それぞれの拠点が担うべき役割に応じた“中心拠点”及び“地域拠点”を位置づけます。

拠点的種類	役割など
中心拠点	主に館林都市圏、また市全域の住民を対象として、都市サービス（都市活動の中で利用することが可能な行政施設や金融機関、医療施設や文化施設などにより提供されるサービス）を提供し、都市活動を行う上で必要となる都市機能が確保されているとともに、今後、その機能の更新を進めるなどにより、機能の維持・拡充を図る拠点とします。
地域拠点	中心拠点との役割分担の中で、その機能を補完する機能を有するとともに、地域住民へ日常的に必要な生活サービス機能（日常生活で利用する商業施設や医療施設などにより提供されるサービス）を提供し、今後、その機能の更新を進めながら、機能の維持・拡充を図る拠点とします。

②拠点の設定

- ・拠点については、中心拠点として「館林駅周辺地区」、地域拠点として「成島沼東部地区」及び「成島駅南周辺地区」を位置づけます。



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

■「館林市立地適正化計画」 平成 31(2019)年 4 月策定

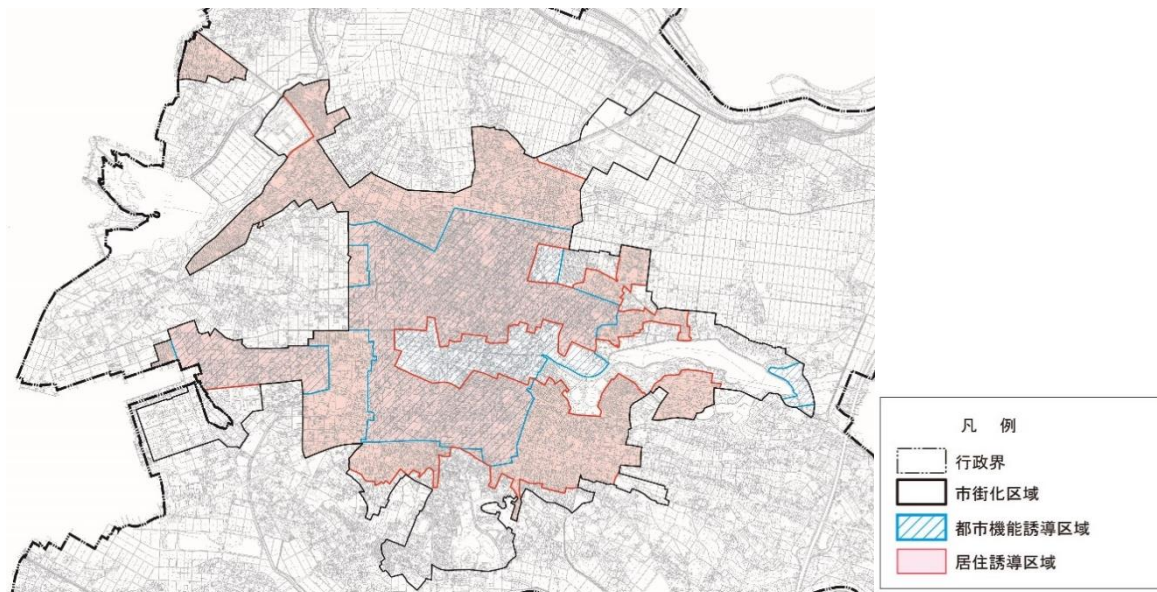
●都市機能誘導区域及び居住誘導区域

①都市機能誘導区域

・都市機能誘導区域は、中心拠点や地域拠点などで、行政機能、医療機能、商業機能などの誘導したい都市機能誘導施設を位置づけ、支援施策を明示することで施設の誘導を行い、都市サービスの効率的、効果的な提供を図る区域です。

②居住誘導区域

・居住誘導区域は、行政機能、医療機能、商業機能などの生活サービス機能が集積する地域の周辺、また、公共交通の沿線地域において、居住を誘導し、人口密度を維持する区域です。



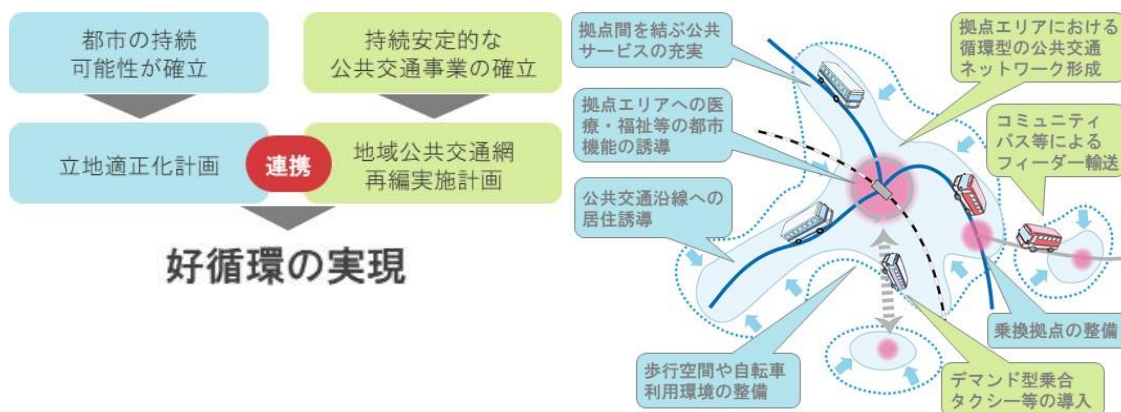
●立地適正化計画策定の背景と目的

これからのまちづくりは、人口減少の進行や高齢化の進展、ひっ迫する財政状況などに対応していきながら、誰もが暮らしやすいまちをつくり、持続していくことが大きな課題となっています。

課題を解決し、持続可能なまちとしていくためには、行政機能や商業機能、居住機能などを集約することでコンパクトなまち(拠点)を形成するとともに、公共交通を主体とした交通ネットワークで結ぶなど、都市全体の構造を見直していくことが求められています。

このため、平成 26(2014)年に都市再生特別措置法が改正され、行政と市民や民間事業者が一体となってまちづくりを推進していくため、立地適正化計画制度が創設されました。

多極ネットワーク型コンパクトシティ

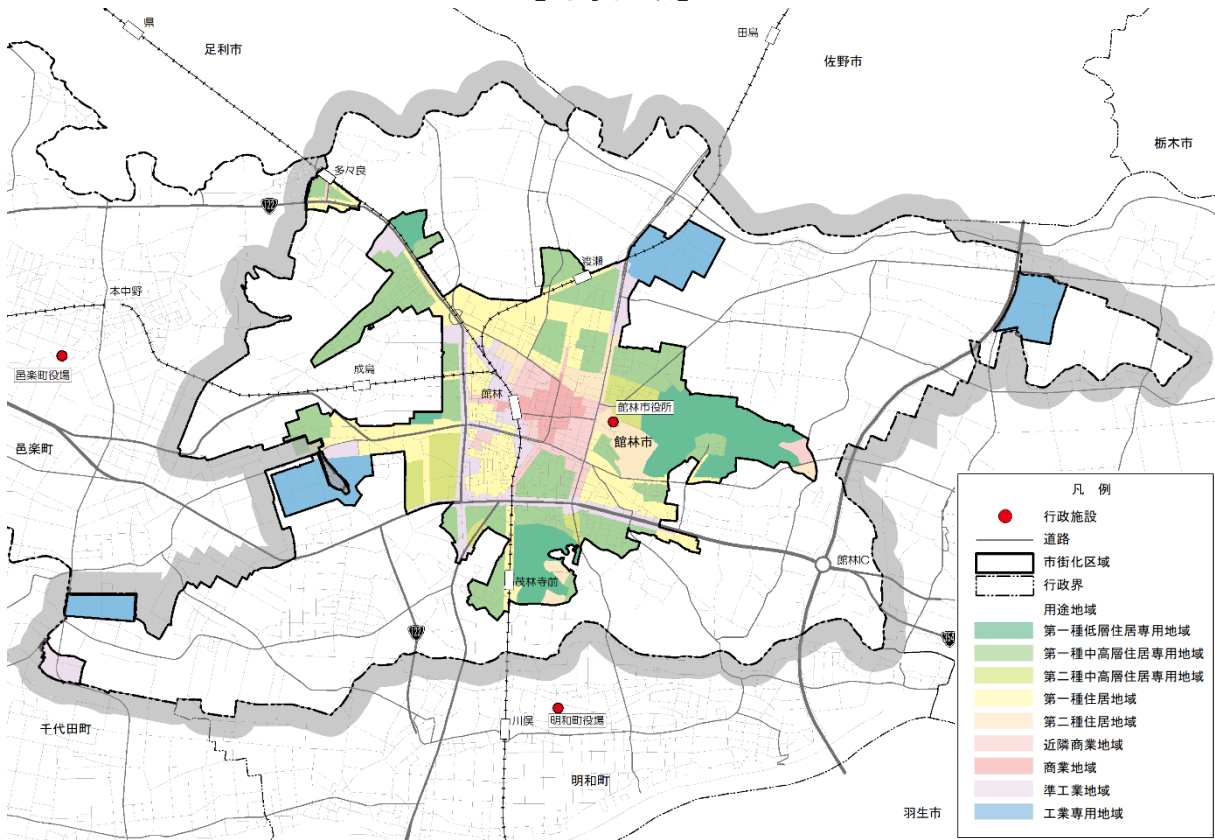


好循環の実現

(6) 計画対象区域

館林市の全域(6,097ha)を対象区域とします。

【対象区域】

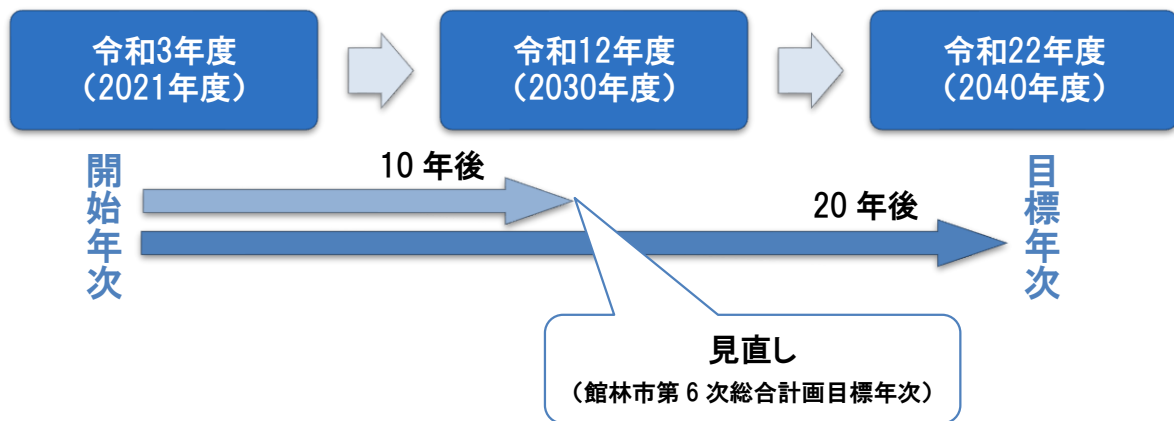


(7) 目標年次

中長期的な見通しをもった計画とするため、開始年次を令和 3(2021)年度とし、20 年後の令和 22(2040)年度を目標年次とします。なお、「館林市第 6 次総合計画」の目標年次である令和 12(2030)年度に見直しを行います。

ただし、想定していない社会情勢の変化などが生じた場合には、適宜見直しを行います。

【目標年次】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

(8) 計画の構成

都市計画マスタープランは、「都市計画マスタープランの位置づけと役割」、「館林市の現状と都市づくりの課題」、市全体の将来都市像や都市構造、分野別の方針を定める「全体構想」、全体構想を踏まえ地域ごとの基本方針を定める「地域別構想」、将来都市像の実現に向けた考え方を定める「実現化方策」の5つの項目により構成します。

【計画の構成】

第1章

都市計画マスタープランの位置づけと役割

- ・本計画の改定の背景や計画の位置づけ、計画期間、計画書の構成等を整理しています。

第2章

館林市の現状と都市づくりの課題

- ・社会情勢の変化や上位計画等を踏まえ、本市の現状及び都市づくりの主要な課題を整理しています。

第3章

全体構想(将来都市像、将来都市構造等)

- ・目指す将来都市像と目標を定めた上で、それを実現する将来都市構造を示しています。

全体構想(分野別基本方針)

- ・都市計画に関連する4つの分野の基本方針を整理しています。

土地利用

交通体系

都市環境

都市防災

第4章

地域別構想(8地域)

- ・市内を8地域に分け、全体構想を踏まえた地域ごとのまちづくりの方針を示しています。

館林地域

郷谷地域

大島地域

赤羽地域

六郷地域

三野谷地域

多々良地域

渡瀬地域

第5章

実現化方策(マスタープランの実現に向けて)

- ・まちづくりの具現化に向けた基本的な考え方を示しています。